令和７(2025)年３月２６日
杉並区総務部広報課

# 「災害時における震災救援所の応急対策業務に関する協定」を締結しました

---

首都直下地震は、今後30年の間に約70%の確率で発生すると言われています。

このたび区は、災害発生時に開設する震災救援所（避難所）において災害時要配慮者等の救出救助活動と安否確認に関し、本日午後３時に杉並区役所本庁舎にて、東京土建一般労働組合杉並支部と協定を締結しました。

〇協定名

災害時における震災救援所の応急対策業務に関する協定

※内容は別紙のとおり

〇協定締結の経緯

大規模な災害が起きた場合には多くの被災者が発生するため、震災救援所における迅速な応急対策業務が必要であることから、杉並区内で働く建設職人の組合である東京土建一般労働組合杉並支部と今回の協定を締結することとなりました。

〇協定の目的

災害発生時に開設する震災救援所において、災害時要配慮者等の救出救助活動及び安否確認などの応急対策業務を円滑に実施することを目的とする。

〇想定される応急対策業務

・応急対策業務に係る必要な資機材及び労力等の提供
・災害時要配慮者等の救出救助活動及び安否確認

協定の締結にあたり岸本聡子杉並区長は「災害発生時の救出救助活動にご協力いただく方が増えることは、地域防災力の向上に大きく貢献するものと期待していますので、ご協力をお願いします。」と述べました。

また、東京土建一般労働組合杉並支部執行委員長の鎗田（やりた）　登美雄（とみお）氏は「地元に根差した建設組合として、私たちの技術技能を地域で発揮することは責務と考えています。今回、震災時の協定を杉並区と消防署、両方と締結できた事はとても有意義なことだと思っております。それぞれの締結内容に対応できるよう、今後も組合員の防災力向上を図ってまいります。」と話されました。

なお、本協定の締結後、同会場にて杉並消防署及び荻窪消防署と東京土建一般労働組合杉並支部による「大規模災害発生時における消防活動の支援に関する協定」の締結式も行われ、杉並区内における災害時支援体制の一層の充実が図られました。

---

【報道機関 問い合わせ先】
防災課防災計画担当　０３－３３１２－２１１１　内線３６０３
総務部広報課：０３－３３１２－２１１１　内線１５０２